介護保険料の納め方

納め方は受給している年金*の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。



年金が年額 18万円未満の方 → 【納付書】や【□座振替】で各自納めます

●市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関やコンビニ等で納めます。

納め忘れがないように□座振替を利用しましょう。







- **●**介護保険料の納付書、通帳、印かん (通帳届出印) を用意します。
- ❷取り扱い金融機関で「□座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、申し込まれた月の翌月末日以降の納期分から開始になります。
- ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。
- ※一部の金融機関(群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、前橋市農業協同組合、ゆうちょ銀行)はインターネットでのお手続が可能です。



特別徴収

年金が年額 18万円以上の方 → 年金から (天引き) になります

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6 月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、7月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。

●特別徴収の対象者として把握されると、 おおむね6カ月後から保険料が天引きに なります。

年金から天引きになる方には、市から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。



前年度の2月期と同額を仮に納めます

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- ●年度途中で介護保険料が増額になった(増額分を納付書で納めます)
- ●年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- ●年度途中で65歳になった
- ●年度途中で他の市区町村から転入した
- ●介護保険料が減額になった
- ●年金が一時差し止めになった な

介護保険料を滞納すると?

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1~3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。 (7~9割相当分は後で市から払い戻されます。)

このパンフレットは環境に配慮し、

植物油インキを使用しています。

【1年6カ月間滞納した場合】

市から払い戻されるはずの給付費(7~9割相当分)の一部または全部を一時的に差し 止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険 料が差し引かれる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

本来1~3割である自己負担割合 が3割(自己負担割合がもともと3 割の方は4割)に引き上げられた り、高額介護サービス費等の支給 が受けられなくなったりします。

VID FONT 本文には、見やすく読みまちがえにくい ュニバーサルデザインフォントを使用しています。

65歳以上のみなさまへ

介護保険料

確認し

しましょう・

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。



介護保険の財源

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、

国や自治体の負担金などとともに、 介護保険を健全に運営するための 大切な財源となります。

負担割合は、65歳以上の方と $40\sim64$ 歳の方の人口比率などをもとに決められます。



65歳以上の方 の介護保険料 23% 40~64歳の方 の介護保険料



令和6~8年度版

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。 みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

前橋市 介護保険課 電話(直通)027-898-6158、6159



介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用が まかなえるよう算出された [基準額] をもとに決まります。

基準額の 決まり方

前橋市で必要な 介護保険サービスの 3年間の総費用



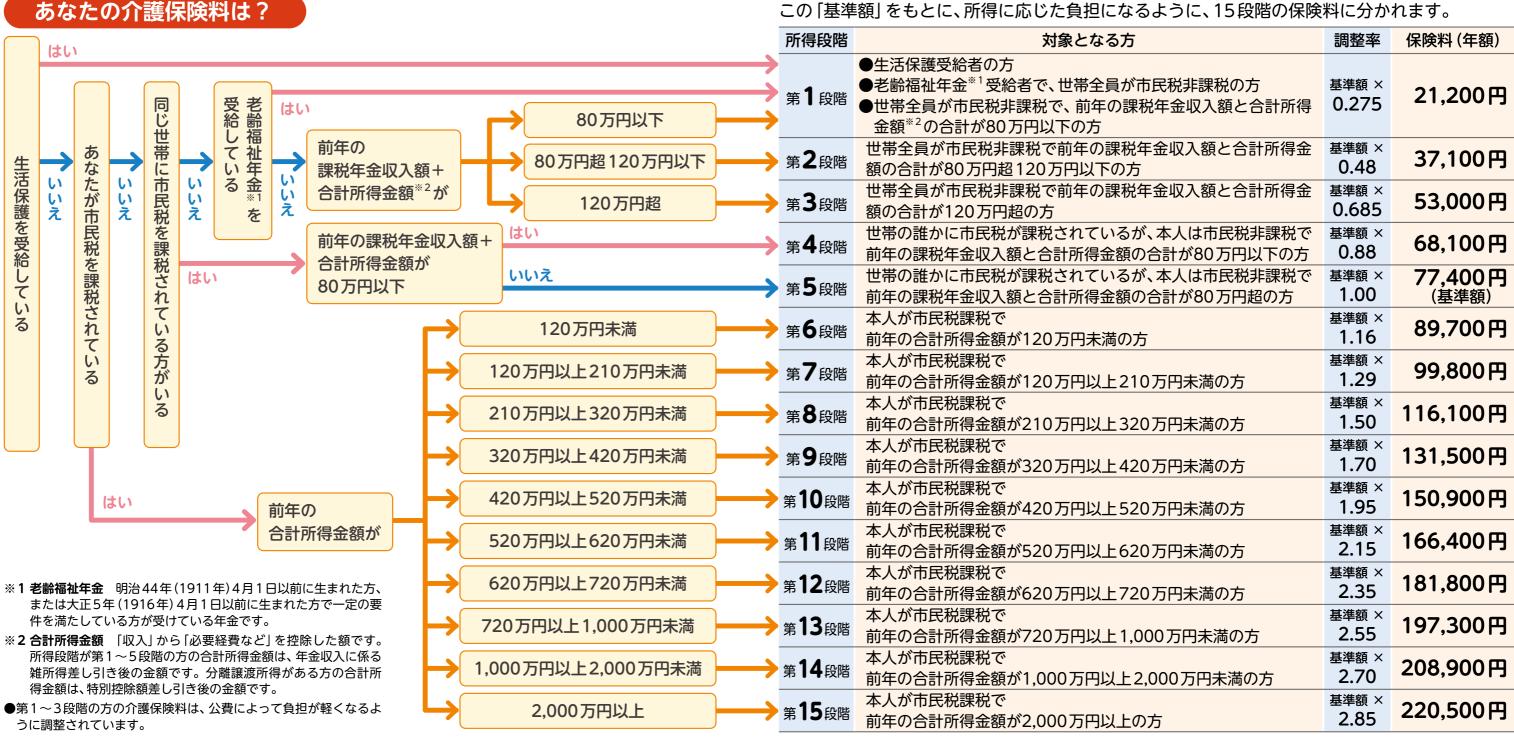
65歳以上の方の 負担分 23%

市内に住む 65歳以上の方 の人数

前橋市の 令和6~8年度の介護保険料の 基準額 77.400円(年額)



この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、15段階の保険料に分かれます。







保険料は、65歳の誕生日の前日の 属する月の分から納めます。

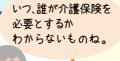


6月1日生まれの

●6月1日が65歳の誕生日の方→5月分から納めます ●6月2日が65歳の誕生日の方→6月分から納めます

サービスを利用していないのですが、 介護保険料は納めないといけないのですか?

65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費 をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合 いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制 度を維持していくためにも、確実に納めていただ くようお願いします。





保険料を納めなければならないのですか?



所得の少ない方については、負担が大きくならないように低い 保険料額が設定されています。なお、災害などで、保険料を納 めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場 合もあります。困ったときは、お早めに市の介護保険課にご相 談ください。



















